

第 1 2 回 第 1 農地部会 議 事 録

日 時 平成 2 8 年 1 2 月 1 6 日 (金) 午前 1 0 時 0 0 分

場 所 津市水道局 2 階 大会議室

出席部会委員
おおた やすひろ おおた よしまさ さかくら ゆきみつ
1 太田 泰弘 ・ 2 太田 義政 ・ 3 坂倉 行光
たむら あきら まえかわ ようこ きた よしゆき
4 田村 明 ・ 5 前川 洋子 ・ 8 喜多 義幸
いしい やすひろ かわぐち くにじ よこやま はくお
9 石井 康宏 ・ 1 0 川口 邦次 ・ 1 1 横山 帛生
あさお てつや ひらい ひでつぐ さの こ
1 2 浅生 哲也 ・ 1 3 平井 秀次 ・ 1 9 佐野 すま子
さかの だいてつ かわべ ちあき
2 1 坂野 大 徹 ・ 2 4 川邊 千秋

以上 1 4 名

欠 席 委 員

出席部会員外委員
会長 もりやま たかゆき
守山 孝之

議 長 第 1 農地部会長 きた よしゆき
喜多 義幸

事 務 局 職 員 奥野事務局長 ・ 鈴村次長 ・ 竹田主査

総 合 支 所 河芸：樽井担当副主幹 美里：小林担当主幹 安濃：北角担当主幹

芸濃：清水主査 香良洲：中山担当副主幹

議 事 録 署 名 者 まえかわ ようこ いしい やすひろ
5 前川 洋子 ・ 9 石井 康宏

事 項

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)

報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (賃貸借権)

報告第 6 号 時効取得による所有権の移転について

報告第 7 号 買受適格証明願 (公売) について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転)

- 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（賃貸借権）
- 議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議案第 4 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請取消願について
- 議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（所有権移転）
- 議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（賃貸借権）
- 議案第 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請取消願について
- 議案第 8 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（地役権）
- 議案第 9 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について（別冊）

議 事 の 大 要

- 議 長 それでは第 12 回第 1 農地部会を開催させていただきます。
 本日の欠席は、0 名で、出席委員は 14 名です。
 それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
 5 番の前川委員、9 番の石井委員、よろしくお願ひします。
 まず始めに、会長の専決等の報告事項にはいります。報告第 1 号から第 7 号
 まで、事務局から一括して報告をお願いします。
- 事 務 局 はい、議長。それでは報告事項について報告させていただきます。大変失礼
 ですけれども、座って説明させていただきます。よろしくお願ひします。
 議案書の 1 ページをお願いいたします。
 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、ございま
 す。番号 1 から 6 で、件数は 6 件、合計面積は田で 15,296 m² ございま
 す。
 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解
 約したものであります。
 2 ページから 6 ページをお願いいたします。
 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてございま
 す。番号 1 から 12 で、6 ページになりますが、合計で件数は 12 件、合計面
 積は 42,814.13 m² で、その内訳は田が 32,375 m²、畑が 10,439.13 m² ございま
 す。
 これらにつきましては、相続の届出でございます。なお、現況地目が宅地や
 山林になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対し
 て指導しております。
 7 ページをお願いいたします。
 報告第 3 号農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出についてございま
 す。
 番号 1、駐車場及び作業場用地

番号2、月極駐車場用地
番号3、共同住宅用地
以上、件数は3件で、合計面積は1, 810㎡、このうち田が386㎡、畑が1, 424㎡でございます。

8ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。

番号1、一般個人住宅用地
番号2、太陽光発電施設用地
番号3、駐車場及び庭用地
番号4及び番号5、宅地分譲用地
番号6、一般個人住宅用地
番号7、宅地分譲用地
番号8、鉄塔用地

以上、件数は8件で、合計面積は4, 637. 51㎡、この内訳は田が3, 673㎡、畑が964. 51㎡でございます。

9ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）でございます。

番号1、資材置場及び駐車場用地の1件で、面積は、畑で179. 23㎡でございます。

10ページをお願いいたします。

報告第6号 時効取得による所有権の移転についてでございます。

番号1、権利者 _____、申請地は畑で面積49㎡、取得年月日は平成8年9月28日でございます。

番号2、権利者 _____、申請地は畑で面積158㎡、取得年月日は昭和61年9月25日でございます。

以上、件数は2件で、合計面積は畑で207㎡でございます。いずれの案件も、権利者は、当該土地を20年以上にわたり自己の所有地として維持管理しており、取得時効が完成しております。

11ページをお願いいたします。

報告第7号 買受適格証明願（公売）についてでございます。

番号1、市街化区域内農地の公売に参加するための買受適格証明願で、願出人は、_____ 取締役 _____、落札後は、太陽光発電施設用地に転用されます。面積は畑で603㎡でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長 事務局より報告があったとおりでございますので、よろしく申し上げます。それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。議案書の方12ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 一身田、受人 _____、面積188, 728. 24㎡ 渡

人 _____、面積7, 122㎡ 申請地 一身田上津部田イノ坪____、台帳地目・現況地目とも田、面積1, 011㎡外1筆 合計面積2, 022㎡。

これにつきましては、受人は、渡人に要望して申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 明となっておりますが、雲林院に訂正お願いします。

受人 _____、面積5, 073㎡ 渡人 _____、面積822㎡ 申請地 芸濃町中縄大市込____、台帳地目・現況地目とも畑、面積234㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 明、受人 _____、面積7, 180㎡ 渡人 _____、面積15, 589㎡ 申請地 芸濃町楠原御手洗____、台帳地目・現況地目とも田、面積118㎡外1筆 合計面積226㎡。

これにつきましては、受人は、申請地の耕作が不便である渡人からの要望により、申請地を譲り受けるものです。

番号4、地区 高宮、受人 _____、面積34, 142㎡ 渡人 _____、面積4, 081㎡ 申請地 美里町五百野馬ノ垣内____、台帳地目・現況地目とも田、面積1, 098㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上件数は4件、合計面積は3, 580㎡、このうち田が3, 346㎡、畑が234㎡でございます。いずれの案件も、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。番号1番。

田村委員 4番 田村です。12月10日現地確認をいたしました。地元推進委員の意見も伺いましたが、特にないということで、事務局の説明どおり問題ないと思います。

議長 はい、ありがとうございます。番号2番、3番。

石井委員 9番 石井です。2番。この件につきまして事務局の説明どおりで何も問題ないと思います。よろしく申し上げます。

川口委員 10番 芸濃川口です。3番。別に問題ありません。事務局の説明どおり、いいと思っています。

議長 はい、ありがとうございます。番号4番。

横山委員 11番 横山です。地元推進委員と支所職員と共に、現地調査を12月8日に行いました。事務局の報告のとおり問題ないと思われれます。

議長 はい。ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言があ

りました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第1号については許可することを決定いたします。

次に議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借権）事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。13ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区 上野、借人 _____、面積5,540㎡ 貸人 _____、面積8,165.61㎡、申請地 河芸町東千里東番場____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,011㎡。

これにつきましては、借人は、高齢化のため労力不足の貸人と、5年間の賃貸借権を設定し、営農を拡大するものです。

件数はこの1件で、面積は田で1,011㎡でございます。

この案件につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 はい、ありがとう。事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。この案件は私の担当するところですが、ただいま事務局から説明のあったとおりで別に問題はありません。皆さんはいかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 はい、ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第2号については許可することに決定いたします。

次に議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。14ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。

番号1、地区 安西、申請者 _____、申請地 芸濃町小野平柳原____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積173㎡です。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、173.84㎡、申請地の実測面積220㎡の79%の利用率になります。

なお、当該申請地につきましては、平成21年10月に駐車場及び資材置場用地として一度転用許可を受けたものです。ただ、造成した状態で放置しており、このたび改めて太陽光発電施設用地として許可申請するもので、この件についての始末書が添付されております。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 安濃、申請者 _____、申請地 安濃町内多皆廣____、
台帳地目・現況地目とも畑、面積22㎡ 外2筆、合計面積717㎡です。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル
設置面積は、348.6㎡、転用面積の48.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件、合計面積は、畑で890㎡でございます。いずれの案件
につきましても農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべ
てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりました。地元
委員の意見を伺います。番号1番。

石井委員 9番 石井です。8日の日に現地調査させていただきました。地元推進委員
も何も問題ないということをおっしゃっており、私も事務局の説明どおりで何も問
題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。番号2番。

浅生委員 12番 浅生です。地元推進委員と共に、現地確認をしたところ問題ありま
せんでした。よろしく申し上げます。

議 長 はい、どうもありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発
言がありました。皆さんいかがでしょうか

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 はい、ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第3号につい
ては許可することに決定いたします。

次に議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請取消願について
事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。15ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請取消願についてでご
ざいます。

番号1、地区 大里、申請者 _____、申請地 大里窪田町墓之
谷____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積218㎡外2筆 合計面積77
2㎡です。

これにつきましては、転用目的を資材置場用地として、平成28年3月23
日に許可した案件ですが、利用計画に変更が生じ、売却するとの理由で、この
たび取消願いが提出されております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員の意
見を伺います。

坂倉委員 3番 坂倉です。12月8日に地元推進委員と現地を確認いたしました。事務局の説明どおりです。問題ございません。

議長 はい、ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 はい、ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第4号については承認することに決定いたします。

次に議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。16ページから18ページをお願いします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 神戸、受人 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 半田五反田 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積406㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、259.8㎡、転用面積の63.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 神戸、受人 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 半田五反田 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,011㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、568.26㎡、転用面積の56.2%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 安東、受人 _____、渡人 _____、申請地 長岡町井戸 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積267㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を資材置場用地とするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号4、地区 大里、受人 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 大里窪田町墓之谷 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積218㎡ 外2筆 合計面積772㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、523.25㎡、転用面積の67.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 高野尾、受人 _____、渡人 _____、申請地 高野尾町南出 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積763㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光

発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、280.56㎡、日影を避けるため、パネルの設置率といたしましては、転用面積の36.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 上野、受人 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 河芸町西千里西浦 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積545㎡、外2筆で、合計面積1,148㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、349.92㎡、不整形地のため、パネルの設置率といたしましては、転用面積の30.5%になります。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号7、地区 黒田、受人 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 河芸町三行大広 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積422㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を採土場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 棕本、受け人 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町棕本中町 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積426㎡外3筆、合計面積1,313㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、528㎡、転用面積の40.2%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

17ページをお願いします。

番号9、地区 安西、受人 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町小野平下清水 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積251㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、160.32㎡、転用面積の63.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 高宮、受人 _____、賃借人 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 美里町足坂東之垣内 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積419㎡ 外2筆 合計面積1,321㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、450.12㎡、土地が不整形でありますことから、パネル設置率といたしましては、転用面積の34.07%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 高宮、本申請は、美里町地内と稲葉町地内の農地7筆、合計面積1,801㎡を一体利用のうえ転用するものですが、第1農地部会では、このうち美里町地内の転用について、ご審議をお願いします。

受人 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 美里町五百野下之郷 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積350㎡外1筆 合計面積568㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、隣接する稲葉町の農地を含め858㎡、パネルの設置率は、全体転用面積1,801㎡の47.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

なお、稲葉町地内1,233㎡の転用につきましては、第2農地部会でご審議いただきます。

番号12、地区 辰水、受人 _____、渡人 _____、申請地 美里町家所北土深____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積8.2㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場用地とするものですが、7年ほど前に渡人の親が舗装しており、経過書が提出されておりますことから追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 辰水、受人 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 美里町家所五会内____、台帳地目・現況地目とも田、面積657㎡外2筆、合計面積1,387㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、646.01㎡、転用面積の46.57%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号14、地区 安濃、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町安濃天伯____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積3.31㎡外1筆合計面積8.43㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を物置及びごみ集積所用地とするものですが、昭和55年ごろから既にこの目的で使用しており、始末書が提出されておりますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号15、地区 香良洲、受人 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 香良洲町辰新田____、台帳地目・現況地目とも畑、面積242㎡外7筆で、18ページになりますが、合計面積2,490㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、1,287㎡、転用面積の51.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は15件、合計面積は、11,966.63㎡、このうち田が6,228㎡、畑が5,606.63㎡、その他、これは台帳地目が山林となっている農地で132㎡でございます。いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。事務局の説明は終わりました。地元委員の意見を伺います。番号1番。

前川委員 5番 前川です。1番・2番につきまして、12月8日に会長、部会長、地元推進委員さんと確認いたしました。申請地は資料の9ページ、10ページの

あるように田園の真ん中に位置しているため、地元推進委員さんから太陽光発電をするのであれば、フェンス設置等などで隣の迷惑にならないよう隣接地へしっかり説明をしてほしい。田園の真ん中に太陽光発電されると、耕作等がしにくいのではないかという意見がありました。ですが、説明がきちんとしてあるのであれば問題ないということですので、よろしくをお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。番号3番

太田委員 2番 太田です。8日の日に地元推進委員に確認しております。問題はありません。よろしくをお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。番号4番。

坂倉委員 3番 坂倉です。12月8日に地元推進委員さんと現地を確認しました。特に問題はございません。

議長 はい、ありがとうございます。番号5番。

坂倉委員 3番 坂倉です。12月8日に地元推進委員さんと現地確認しました。申請地は_____に面していることから、_____から1m50cm離してパネルを設置するという事です。

地元高野尾の農振協議会でも問題ないということでもあります。

議長 はい、ありがとうございます。番号6については私の担当地区ですが、事務局の説明どおり、推進委員さんの了解もいただいておりますので、問題はないと思います。番号7番についても事務局の説明どおり問題なしということでございます。

よろしくをお願いします。番号8番。

川口委員 芸濃10番の川口です。8日の日に会長、部会長に出席いただきまして、現地確認いたしました。地元の推進委員さんにお話も伺い、近隣の現状を見て施工時における要望を施工業者言いました。責任を持って迷惑のかからないように施工するとの承諾をいただきましたので、問題ないと判断いたしました。

議長 はい、ありがとうございます。番号9番。

石井委員 9番 石井です。8日の日に現地調査をさせていただき、地元推進委員さんも何も問題ないとの事でした。後は、事務局の説明通りで問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。番号10番。

横山委員 11番 横山です。12月8日の日に会長、部会長、事務局、地元推進委員と事務局で現地調査を行いました。事務局の説明どおりで問題ないと思います。

議 長	はい、ありがとうございます。番号11番。
横山委員	11番 横山です。地元推進委員と支所の職員で現地調査を行いました。これも問題ないと思います。
議 長	はい、ありがとうございます。番号12番、13番。
横山委員	11番 横山です。12番は担当推進委員と支所職員で12月8日に現地調査を行いました。13番は会長、部会長、事務局、担当推進委員を含め現地調査を行いました。いずれも事務局の報告どおり問題ないと思われま
議 長	はい、ありがとうございます。番号14番。
浅生委員	12番 浅生です。地元推進委員さんと現地確認いたしました。事務局の説明どおり問題ないと思います。よろしくお願
議 長	はい、ありがとうございます。番号15番。
太田委員	2番 太田です。8日の日に会長、部会長、地元の推進委員と現地確認いたしました。事務局の説明どおり問題ないと思
議 長	はい、ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	はい、ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第5号については許可することに決定いたします。 次に議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、議長。19ページをお願いいたします。 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。 番号1、地区 白塚、借人 _____ 代表取締役社長 _____、貸人 _____、申請地 白塚町境____、台帳地目・現況地目とも畑、面積635㎡外4筆 合計面積2,353㎡。 これにつきましては、借人は、貸人との間に18か月の賃貸借権を設定し、申請地を下水道工事の仮設事務所及び駐車場用地として一時転用するものです。 農地区分は、第3種農地と判断されます。 番号2、地区 上野、借人 _____、貸人 _____、申請地 河芸町久知野橋爪____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積837㎡。 これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地するものです。パネル設置面積は、428.04㎡、転用面積の51.1%になります。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号3、地区 辰水、借人 _____ 代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 美里町日南田木之下 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,441㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に、20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、593.28㎡、転用面積の41.17%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 草生、借人 _____、貸人 _____、申請地安濃町草生中相野 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積1,213㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に、20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、531.36㎡、転用面積の43.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 明合、借人 _____ 代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 安濃町戸島南川原 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積3,178㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に、4か月間の賃貸借権を設定し、申請地を砂利採取用地として一時転用するものです。

農地区分は、農業振興地域の農用地区域内農地になります。

以上、件数は5件、合計面積は9,117㎡、このうち田が6,390㎡、畑が2,727㎡です。これらの案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。事務局の説明は終わりました。地元委員の意見を伺います。番号1番。

田村委員 4番 田村です。12月8日に会長、部会長、地元推進委員さんとで現地確認を行いました。事務局の説明どおり問題ないと思われまます。

議長 はい、ありがとうございます。番号2番については私の担当する地区で、推進委員からの意見もないことから、事務局の説明どおり問題はございません。番号3番。

横山委員 11番 横山です。12月8日に会長、部会長、推進委員と現地調査を行いました。事務局の報告どおりなのですが、申請地が住宅地の中心に位置することから、周囲の環境に配慮していただくよう申し入れをしました。

議長 はい、ありがとうございます。番号4番。

平井委員 13番 平井です。12月の8日の日に会長、部会長立ち会いのもと現地確認を行いました。推進委員さんも問題ないということでございまして、事務局の説明どおり問題ありませんので、よろしく申し上げます。

議長 はい、ありがとうございます。番号5番。

浅生委員 12番、浅生です。会長、部会長、地元推進委員と現地確認して、問題なしということになりました。よろしくお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

石井委員 9番 石井です。5番の明合の件ですが、異議があります。
砂利採取の許可は納得できません。理由として、ほ場整備が終わってから30年砂利採取後の農地を見てきたのですが、あまりにもひど過ぎる。農地が農地でなくなってしまう。どこまで砂利を採っていいのか、いろいろあると思うのですが。

議長 現地調査の際は、掘削5mと言っていましたけど。

石井委員 9番 石井です。そんな深さと違います。県でも指針があると思いますが、もしかしたら倍ぐらい掘削しているかと。掘削後に底から水が出てきたら、大きなユンボで再度掘り、時にはポンプで水を汲みだしながら掘る。尚且つその後埋め戻す土は建設の残土かと思う。そんな埋め戻し方をされたらその後、畑としても使えない。これはものすごい自然破壊やと感じます。農地から砂利採取をするべきではないと思う。これは個人間の問題と違い、砂利採取後は本来の農地の姿に二度と戻らないという環境破壊だと思います。これまで、砂利採取の話が出たら、地主さんと話をしたなるべく止めていました。砂利採取後の農地を売却する際は値段がつかないですよと言っても事業は止まらなかった。あまりにも事業内容がひど過ぎるので、なんとかして農業委員会において対応できないでしょうか。

議長 事務局説明をお願いします。

事務局 制度上というか、転用の許可基準としては特に問題になるようなところはないかと思っています。実際のやり方が申請と異なるということであれば、それは再度資料を求める指導はできると思います。また、一時転用ということで、転用後は原型復旧していただきます。現地確認の際、当該地の隣接地は既に砂利採取が行われ、既に水田にも戻っている状況で、これを不許可の扱いというのはちょっと難しいと思います。

石井委員 9番 石井です。農地が本来の農地としての機能がなくなっているというのに農業委員会が止められなかったら、どこが止めるのですか。水田に戻っているように見えるのは見た目だけです。耕作放棄地よりよっぽどひどいと思う。一企業の利益のため農地が本来の機能を失う可能性があることを許可したらいけないと思う。

守山委員 一応砂利採取としては深さ10mまで掘れるようになっている。現場での安芸砂利さんの説明では、既に近隣で約52筆申請し許可されている。その都度、現場で説明を聞くのは伏流水がかなりあることから、5mで掘削を止めているということでした。ユンボで掘削すると、おそらく5mぐらいが限界だと

思いますし、それ以上掘削するとなると、機械自体の変更が生じるかと思いません。そこで、施工方法に疑問が生じる場合は現場で写真を撮るなどして証拠がないことには言えないと思います。

石井委員 9番 石井です。砂利採取をした後の農地については、表面上は戻ったように見えるけれども、本来の田としての機能を失い耕作ができなくなるということを伝えたい。

守山委員 当案件の類似する案件は、県の諮問会議でも諮られており、埋め戻し土についても詳しく審議されます。現に現場で問題が生じているなら証拠がなければ言えないと思います。

石井委員 9番 石井です。いろいろな問題があるのは分かりますが、私の言いたい内容は、砂利採取したら田としての本来の機能を失い耕作できなくなるし、畑としても耕作できなくなる。そういう土地になってもいいのですか？ということです。

川口委員 10番 川口です。私、石井さんと同じ芸濃町担当ですが、違う観点から思うことがあります。砂利採取するのはいいと思いますが、_____に位置する申請地は、地形に沿って地下水が流れる地層があると思います。砂利採取をする際、5m程度の掘削をし、その後転圧して埋め戻すと、元々あった地層に変化をもたらすことになり、地下水の流れを変えてしまうと思います。自然の形状に変化与えることで支障となることを理解したうえで、公に砂利採取をしているのが疑問に思います。

守山委員 5m程度の掘削をし、埋め戻しに使用する山土は採土する場所と経路図も提示され確認している。実際に埋め戻しに使用している山土が計画で聞いている土と違うのであれば問題だと思います。

石井委員 9番 石井です。ほとんど計画で示されている埋め戻し土ではないと思いません。

浅生委員 12番 浅生です。地元推進委員が埋め戻し土について、計画通り実施されているか否か現場で監視するのは無理であり、こういったことで支障があれば責任問題になるのですか。

議長 現場で監視しなくても、不純物が入っていたら分かると思う。

石井委員 9番 石井です。掘削機械で掘って、掘れなくなると機械が掘った底まで下りていき、そこからまた掘削しているため、何が埋め戻されているか分からないと思う。

守山委員 事務局の方で県や関係機関に確認していただだけませんか。砂利採取については最大掘削深10m以内までとなっていますが、地形が変わる恐れがあるということ把握しているかどうかなど。

事務局	砂利採取法の許可を県の方で取得する必要もあるので、一度県の方に相談かけてみます。
平井委員	13番 平井です。大きな観点から考えると、石井委員さんの言われることは全くそのとおりだと思います。河川で砂利採取の許可をすれば、流木など堆積物の除去をしなくていいし河川の流域面積も増えるのでいいことばかりだと思う。河川管理者が積極的に砂利採取の許可を与えていれば、農地にこんな被害が生じる恐れが減ると思います。
議長	この案件につきまして、まとめたいと思いますがいかがでしょうか。
石井委員	9番 石井です。できるのなら不許可にしてください。
坂野委員	21番 坂野です。不許可にするなら、それなりの理由が必要となる。この案件について、許可基準に照らし合わせると不許可にする理由がないと思う。
議長	この案件について許可することとして、石井委員が言われた内容を申請者及び県へ事務局から伝えてもらうということではいかがでしょうか。
事務局	農業委員会の審議の中でこういう意見が出ておりますという話は申請者及び県へ伝えます。
議長	それでは、許可することに決定したいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。
石井委員	9番 石井です。反対意見を述べても許可となるなら、この場で何を審議しているのですか。
浅生委員	12番 浅生です。事務局で受けたものは不許可にできないのなら、ここに集まって審議する必要がないのではないかと。農業委員として何をするのか。
議長	計画どおりではない埋め戻し土を使っているなどの証拠もない現状で、不許可にする理由がないと思います。
守山委員	農地利用最適化推進委員さんは地区の事情に詳しい方が選出されていると思います。各申請が提出され、現地確認を行う場合等もっと意見を言っていたらいいと思う。
浅生委員	12番 浅生です。書類上、整っていても地区担当の農地利用最適化推進員が反対すれば不許可になるのですか。書類上整っていたら現場で反対意見を言っても許可になるのではないですか。
守山委員	地区の事情に詳しい農地利用最適化推進委員さんが転用することによって支障となりうることを言っていたらいいかと、不許可に相当する内容もみえてこないということです。

議 長	皆さん、どうしますか。継続審議とし、近日中に再度部会を開催しますか。その際は、申請者の出席のもと、説明を求めますか。
事 務 局	<p>石井委員の意見は、農地から砂利採取することが納得いかないという意見だと思います。</p> <p>これについては大きな話かと思いますが、砂利採取法や農地法に基づく許可基準があり、許可するか否かはこの許可基準に照らし合わせ、許可か不許可か判断せざるを得ないと思います。</p> <p>書類を受け付ける際、事務局では申請書の記載内容や添付書類が揃っているかどうか又は転用目的の必要性や規模などを確認し、不備がある場合は申請者へ説明し理解を求めているところです。先ほどから、書類上整っていたら反対しても許可になるのかとの話がありましたが、事務局はあくまでも部会で審議できる状態に書類を整えるという意味で理解をお願いしたいです。</p> <p>また、各委員さんにおける部会までの流れは、事前に申請書の確認を行い、現地調査において支障となりうることを指示していただき、転用行為における内容について、許可できる状態に整えていただくものかと考えております。</p> <p>当然不許可になりうる案件であれば、書類を確認いただく時点から問題提起をしていただき、現地調査においても指導していただければと思います。</p> <p>各農業委員会から区画整理をした農地において、砂利採取すると地下の水脈が変化することから本来の田としても機能を失い、畑としても耕作できないという意見が出され、県や国に要望していく動きになってくれば、農地における砂利採取について、制度上の見直しが図られる可能性は考えられます。</p>
議 長	今日の部会で議論されて内容を事務局から、県に伝えてもらうということで、皆さんいかがでしょうか。
石井委員	9番 石井です。それでいいです。適正な埋め戻し方法を実施していなかったら、県で指導してもらえるのでしょうか。
事 務 局	そのご意見も県に伝えさせていただきます。
議 長	<p>長時間にわたりご審議いただきましたが、この案件については許可することにします。また、事務局から今日話し合われた内容については、県に伝えていただきます。よろしくをお願いします。</p> <p>次に議案第7号農地法第5条第1項の規定による許可取消願について事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>はい、議長。20ページをお願いいたします。</p> <p>議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願についてでございます。</p> <p>番号1、地区 黒田、借人 _____ 代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 河芸町三行大広 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積422㎡。</p> <p>これにつきましては、6月16日に許可した案件ですが、権利関係を賃貸借権の設定から所有権の移転に変更するため、取消願が提出されております。なお、所有権の移転につきましては、議案第5号番号7でご審議いただいた案件</p>

になります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございます。ただいま事務局の説明があったとおりです。

この件に関しては私の担当地区です。事務局から説明あったとおりで、問題ないと思います。

皆さん、いかがでしょうか？

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

はい。ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第7号については承認することに決定いたします。

次に議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地役権）事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。21ページをお願いいたします。

議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地役権）でございます。

番号1、地区 高野尾、借人 _____ 代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 高野尾町七曲 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積513㎡の内142㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の地役権を設定し、申請地を隣接する太陽光発電施設への管理用道路及び雨水排水管敷設用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございます。事務局の説明を終わりました。地元委員の意見を伺います。

坂倉委員

3番 坂倉です。12月8日に地元推進委員さんと現地確認いたしました。既に配水管布設の施工がされておりまして、事前着工になっていました。事務局の方に始末書が提出されたということで、高野尾地区の農振協議会でも始末書が提出されるということであれば、問題ないということでした。

議 長

はい。ありがとうございます。地元委員さんから異議のない旨の発言がありましたが、皆さんはいかがでしょう。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

はい。ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第8号については許可をすることに決定いたします。

次に別冊でお配りしました、議案第9号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

それでは説明させていただきたいと思えます。

資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で197,406.91㎡、畑の賃貸借、使用貸借で3,567㎡、契約件数は74件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で35,681㎡、契約件数は15件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で121,154.18㎡、畑の使用貸借で10,055㎡、契約件数は27件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で19,163㎡、畑の賃貸借、使用貸借で1,741㎡、契約件数は9件でございます。

美里地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で17,628㎡、契約件数は4件でございます。

香良洲地区につきましては、集積はございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて391,033.09㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借で15,363㎡、合計契約件数は129件、合計面積は406,396.09㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区で37件、河芸地区6件、安濃地区20件、芸濃地区4件、美里地区2件で合計69件、合計面積は297,084.18㎡でございます。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが。今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件につきまして、多数ございますので、ご審議いただくにあたりまして、よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。初めに農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

まず、整理番号20についてです。

_____ 委員、一時退室をお願いします。

一 時 退 室

議長 この件についていかがでしょうか。

<一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。入室してください。

入 室

議 長 次に、整理番号84、ほか10件についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

一 時 退 室

議 長 この11件について、いかがでしょうか。

<一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。入室してください。

入 室

議 長 次に、整理番号89についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

一 時 退 室

議 長 この件についていかがでしょうか。

<一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。入室してください。

入 室

議 長 次に、整理番号95、ほか3件についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

一 時 退 室

議 長 この4件について、いかがでしょうか。

<一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。入室してください。

入 室

議 長 次に、整理番号14、ほか9件についてです。

_____委員、一時退室をお願いします。

一 時 退 室

議 長 この10件についていかがでしょうか。

<一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。入室してください。

入 室

議 長 次に、整理番号30、ほか45件の_____に関する分についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

一 時 退 室

議 長 この46件についていかがでしょうか。

<一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。以上の案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。入室してください。

入 室

議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

<一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。これらの案件につきましても、適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、部会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。以上で第12回第1農地部会を終了いたします。

午前12時10分

上記は、第12回第1農地部会の議事を録したものである。

平成28年12月16日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____